

福祉援護の手引き

平成 26 年度

障がい者の 明日のために



障がい者に関する法律

手 帳

相 談 の 窓 口

年金及び手当等

医 療

教育及び療育

日常生活の援助

障害福祉サービス・
障害児通所支援

住 宅

就労及び雇用

施 設

資金の貸付

割引及び減免

<参考資料>

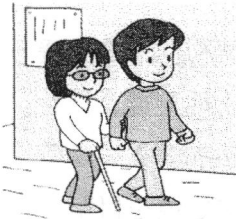
岐阜市福祉事務所

「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」

障がいについてどのようなイメージを持っていますか。

障がいの原因はさまざまで、交通事故や生活習慣病によるものもあり、誰にでも生じ得ます。また、障がいの種類や程度は様々ではありません。外見からわかりにくい障がいも多く、理解されずに不安を感じたり苦勞したりしている人もいます。少しの心づかいで、障がいのある人の暮らしやすさが変わります。同じ市民の一人として、障がいのある人に対して、身近にできる配慮や工夫を一緒に考えてみましょう。

○視覚障がいのある人



全く見えない方と見えづらい人とがいます。「見えづらい」と言っても、細部がわからない、光がまぶしい、暗所で見えにくい、見える範囲が狭い、特定の色がわかりにくいなど、人によって異なります。音声を中心に情報を得ているほか、拡大文字や点字を使用している人もいます。

<まわりの人にできることは？>

- ・困っている人を見かけたら、こちらから声をかけましょう。
- ・指示語は使わないようにしましょう。

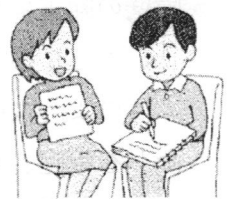
「こちら」、「あちら」、「うしろ」、「右側」などの指示語では、どこなのか、何なのかわかりません。

「2歩前に進んでください」、「3メートル右」など具体的な説明が必要です。

・移動を誘導する場合、いきなり手を取らず、必ず本人の意向を確認してから、希望されたら誘導をしましょう。その際、相手との背の高さの関係で肩、肘または手首を軽く握ってもらい、誘導する側が半歩先に立って歩きます。杖を持つ手にふれないように気をつけましょう。階段や段差の手前では、「上りです」「下りです」と声をかけます。

○聴覚・言語障がいのある方

全く聞こえない人と聞こえにくい人がいます。音声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。補聴器の使用に加え、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている人もいます。また、音声を全く発することができない人と、発語があっても聞き取りにくい人がいます。



<まわりの人にできることは？>

- ・コミュニケーションの方法を確認しましょう。手話、指文字、筆談、口話（こうわ）・読話（どくわ）、要約筆記などがあります。

■手話…手指の形や動きで表現する方法です。障害者基本法では言語として認められています。

■指文字…指の形で「あいうえお…」を一文字ずつ表現します。手話になっていない新しい単語や、固有名詞などを表すのに使い、通常は、手話と組み合わせます。

■筆談…紙・パソコン・携帯電話の画面に文字を書いて伝える方法です。

■口話・読話…相手の口の動きを読み取る方法です。口の動きがわかるよう正面からはっきりゆっくり話すことが必要です。

■要約筆記…話されている内容を要約し、文字として伝える方法です。

- ・相手の話が聞き取れない時は、わかったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認しましょう。

○市は、手話や要約筆記を学ぶ講座として手話奉仕員と要約筆記奉仕員養成講座を、毎年、開催しています。詳細については、募集時に「広報ぎふ」にてお知らせします。

○肢体不自由のある人



上肢や下肢に切断や機能障がいのある人、姿勢の保持が困難な人などさまざまです。障がいによって、細かい作業が困難、立ったり歩いたりすることが困難、身体にまひがある、意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う人がいます。体の不自由な部分を補うためにつえや義足、車椅子を使用する方もいます。また、病気や事故で脳の損傷を受けた人の中には、言葉の不自由さを伴う人もいます。

<まわりの人にできることは？>

- ・車椅子では段差や階段を乗り越えることができません。また、車椅子に乗ると、手の届く範囲に限られます。段差や階段、手動ドアの前で、困っている人を見かけたら、こちらから声をかけましょう。

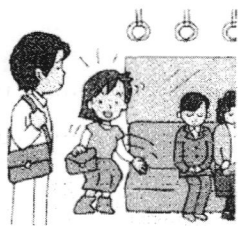
- ・車椅子の方の視線に合わせ話しましょう。

立ったままでは、上から見下ろされる感じを受け、身体的・心理的に負担になる場合があります。

- ・車椅子を身体の一部のように感じている人もいます。勝手に車椅子を押し回したりせず、必ず本人の意向を確認して、希望されたら介助をしましょう。

- ・文字の記入に困っている人を見かけたら、記入の補助を申し出ましょう。

○内部障がいのある人



内部障がいとは、「内臓機能の障がい」であり、身体障害者福祉法では①心臓機能、②呼吸器機能、③じん臓機能、④ぼうこう・直腸機能、⑤小腸機能、⑥ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能、⑦肝臓機能の7種類の機能障がいがあります。

①心臓機能障がい

動悸、息切れ、疲れやすいなどの体力低下の症状があります。ペースメーカー等を使用している方もいます。

②呼吸器機能障がい

慢性的な呼吸困難、息切れ、咳の症状があります。このため、階段の上り下りのような日常的な活動が困難です。症状を改善、安定するために、酸素ボンベを携帯したり、在宅酸素療法を行う人もいます。

③じん臓機能障がい

疲れやすいという特徴があります。人工透析のために通院が必要な人もいます。

④ぼうこう・直腸機能障がい

排泄機能が妨げられる障がいです。排尿・排便のコントロールが必要なため、おむつを使用したり、腹壁に新たな排泄口（ストーマ）を増設している方がいます。

⑤小腸機能障がい

消化・吸収を司る器官の障がいです。栄養の維持が困難なため、食事のコントロールや制限が必要になります。

⑥ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい

HIVがヒトに感染すると、リンパ球が破壊され、抵抗力が低下し病気を発症しやすくなります。

⑦肝臓機能障がい

進行すると、全身の倦怠感、食欲不振、黄疸（おうだん）などの症状が現れます。

肝臓移植手術を受け、抗免疫療法を受けている人もいます。

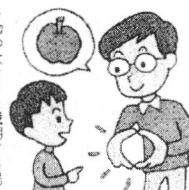
<まわりの人にできることは？>

- ・外見からはわからないため、周囲の理解が得られにくい障がいです。疲れやすく、重い荷物を持つ、長時間立つなどの身体的負担を伴う行動が制限されますので、配慮が必要です。
- ・心臓機能障がいやペースメーカーを埋め込んでいる方は、携帯電話から発せられる電磁波等の影響を受けると誤動作するおそれがありますので、近くでの携帯電話の使用を控えるといった配慮が必要です。
- ・呼吸器機能障がいのある方では、たばこの煙などが苦しい人もいます。

○知的障がいのある方

知的機能の障がいが発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とされる状態にある人です。働いている人もいますし、重度の障がいのため常に同伴者との行動が必要な人もいます。

▶物の大きさを説明する場合、「りんごの大きさ」などと具体的に表現しましょう。



<まわりの人にできることは？>

- ・一度に複数の内容を言われると混乱する場合があります。短い文章で、ゆっくり、ていねいに、繰り返し、内容が理解されたことを確認しながら話をしましょう。
- ・漢字にはふりがなをふるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図などを交えて具体的に表現し、相手に伝わるように話しましょう。
- ・集団行動の中で、パニックになる人もいますが、いきなり強い調子で声を掛けたりせず、「どうしましたか？」「何かお手伝いしましょうか？」などと、穏やかな口調で声をかけましょう。

○発達障がいのある方



▶「ちょっと待ってね」ではなく「ちょっと待ってね」と明確な表現を。

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（AD/HD）など、脳機能の障がいです。自閉症には、知的障がいを伴う場合と伴わない場合（高機能自閉症）とがあります。

<まわりの人にできることは？>

- ・遠回しの言い方やあいまいな表現、抽象的な言葉を避け、具体的に表現しましょう。
- ・短い文章でゆっくり、丁寧に、繰り返し話しましょう。

○精神障がいのある人

統合失調症などのさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている人です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域で安定した生活をすごしています。



<まわりの人にできることは？>

- ・短い文章で、ゆっくり、丁寧に、繰り返し話しましょう。
- ・相手に不安を感じさせないよう穏やかな口調で話しましょう。

<問い合わせ先>

身体・知的障がいについて：障がい福祉課 電話 214-2138 精神障がいについて：保健所地域保健課 電話 252-7191

目 次

1 障がい者に関する法律

(1) 身体障害者福祉法	1
(2) 知的障害者福祉法	1
(3) 児童福祉法	1
(4) 障害者総合支援法	1
(5) 障害者虐待の防止、障害者の 養護者に対する支援等に関する法律	1

2 手 帳

(1) 身体障害者手帳	2
(2) 療育手帳	2

3 相談の窓口

(1) 身体障害者相談員	4
(2) 知的障害者相談員	6
(3) 民生委員・児童委員	7
(4) 岐阜市障害者生活支援センター (地域生活支援事業)	8
(5) 岐阜県身体障害者更生相談所	8
(6) 岐阜県立希望が丘学園発達障がい支援センターのぞみ	9
(7) 伊自良苑発達障害者支援センター	9
(8) 岐阜県知的障害者更生相談所	9
(9) 岐阜県中央子ども相談センター	9
(10) 岐阜公共職業安定所	9
(11) 岐阜障害者職業センター	10
(12) 手話通訳	11
(13) 結婚相談	11
(14) 発達相談	11
(15) 岐阜障がい者就業・生活支援センター	11
(16) 障害者110番	11
(17) 虐待に関する相談	12
(18) 障害者相談支援機能強化事業(地域生活支援事業)	12
(19) 岐阜県地域生活定着支援センター	12

4 年金及び手当等

(1) 障がいに関する年金	13
(2) 特別障害給付金	13
(3) 障害児福祉手当	13
(4) 特別児童扶養手当	13
(5) 特別障害者手当	14
(6) 外国人等心身障害者福祉金	14
(7) 児童扶養手当	14

(8) 心身障害者扶養共済制度	14
(9) 手当制度一覧表	16

5 医 療

(1) 自立支援医療費(更生医療(18歳以上)・ 育成医療(18歳未満))の支給	18
○指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)	20
(2) 重度心身障害者等医療費助成制度	21
(3) 保険外はり・きゅう・ マッサージ等施術料助成制度	21
(4) 後期高齢者医療制度	22

6 教育及び療育

(1) 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”	23
(2) 保育上特別な配慮と支援の必要な幼児に関する相談	23
(3) 保育料の減免	24
(4) 障害児通所支援事業	24
(5) 障がい児の教育	24
(6) 就学奨励	24
(7) おもちゃ図書館	25

7 日常生活の援助

(1) 補装具及び日常生活用具など	26
ア 補装具費の支給について	26
○補装具取扱事業者一覧表	28
イ 日常生活用具費の支給等について (地域生活支援事業)	31
○日常生活用具一覧表	33
(2) 援 護	39
ア 手話通訳者派遣事業(地域生活支援事業)	39
イ 要約筆記奉仕員派遣事業 (地域生活支援事業)	39
ウ 障害者タクシー利用料金助成制度	39
エ 身体障害者用自動車改造費助成制度 (地域生活支援事業)	39
オ 重度身体障害者介助用 自動車購入等助成制度	40
カ 車椅子貸出事業	41
キ 補助犬飼育費助成事業	41
ク 駐車禁止除外標章の交付	41
ケ 高齢運転者等専用駐車区間制度	43
コ 障がい者等の投票	43

サ	図書郵送貸し出し制度	44
シ	「愛の一声運動」推進員設置事業	44
ス	安否確認サービス事業	44
セ	緊急通報システム	44
ソ	訪問給食サービス事業	44
タ	メールによる110番通報	45
チ	携帯電話による「メール119番」	45
ツ	広報ぎふ録音版「あいメール」	45
テ	広報ぎふ点字版	45
(3)	権利擁護事業	45
ア	成年後見制度利用支援事業 (地域生活支援事業)	45
イ	日常生活自立支援事業	46
(4)	講習会及び訓練事業	46
ア	手話奉仕員・手話通訳者養成講座(地域生活支援事業)...	46
イ	要約筆記者養成講座(地域生活支援事業)...	46
ウ	中途失明者緊急生活訓練事業	46
エ	視覚障がい青年等社会生活教室	46
オ	視覚障がい女性家庭生活訓練事業	46

8 障害福祉サービス・障害児通所支援

(1)	サービスの仕組み	47
(2)	利用者負担制度	49
(3)	サービス内容	50
○	障害福祉サービス	50
○	障害児通所支援	51
○	相談支援事業	52
○	地域生活支援事業	52

9 住 宅

(1)	重度身体障害者住宅改善促進助成制度	53
(2)	市営住宅の入居	53

10 就労及び雇用

(1)	働く知的障害者の生活支援促進事業	54
-----	------------------	----

11 施 設

(1)	指定障害福祉サービス事業者等一覧	55
一般・特定・障害児相談支援		55
訪問系サービス		56
日中活動サービス		58
短期入所		60
共同生活援助		61
障害者支援施設		62
障害児通所支援・障害児入所施設		63

(2)	地域生活支援事業者一覧	64
移動支援事業		64
地域活動支援センター		65
日中一時支援事業		65
訪問入浴サービス事業		66
(3)	その他の障がい者施設	66
視覚障害者情報提供施設		66
聴覚障害者情報提供施設		66
盲人ホーム		66
三田洞神仏温泉3階		67
障害者小規模通所施設		67
障がい者専用プール		67

12 資金の貸付

(1)	生活福祉資金の貸付	68
(2)	福祉資金の貸付	70

13 割引及び減免

(1)	市営駐車場等使用料金の軽減	71
(2)	旅客運賃の割引	72
(3)	路線バス運賃の割引	72
(4)	航空運賃の割引	72
(5)	有料道路の割引	73
(6)	NHK放送受信料の減免	73
(7)	N T T無料番号案内	74
(8)	携帯電話基本使用料等の割引	74
(9)	税金の控除及び減免等	76
(10)	タクシー運賃の割引	77
(11)	ニュー福祉定期預金の取り扱い	77
(12)	青い鳥郵便はがきの配布	77
(13)	文化施設等の入場料減免	77

<参考資料>

(1)	身体障害者障害程度等級表	78
(2)	知的障がいの程度の判定資料	82
(3)	車椅子で利用できる市内のトイレ所在場所	84
(4)	オストメイト対応の市内のトイレ所在場所	87
(5)	身体障がい者用安全施設整備状況	89
(6)	障がい関係団体名簿	90
(7)	障がい福祉施策と 介護保険サービスの関係について	91
(8)	各種適用制度(障がい種別・程度別)一覧表	94

表紙 絵

「水草の花」大洞慶枝

ふれあい アートステーション・ぎふ登録作品

1 障がい者に関する法律

(1) 身体障害者福祉法

身体障害者福祉法は、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助するとともに必要に応じて保護し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

そして、すべての身体障がい者が自ら進んでその障がいを克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めることを前提に、国及び地方公共団体は更生援護を総合的に実施し、国民は社会連帯の理念に基づき協力すべきことが規定されています。

身体障害者手帳は障がいの程度により1級から6級までに区分されています。

※ 障がいの程度については参考資料(1)参照

(2) 知的障害者福祉法

知的障がいとは、いろいろな原因によって頭のはたらき(知能)＝(もの名前を覚えたり、計算したり、筋道をたてて考えたり、想像したりするはたらき)をはじめ運動機能、知覚機能、情緒等が年齢とともに発達していかない状態をいい、精神発達遅滞とも呼ばれています。

知的障害者福祉法は、このような知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障がい者を援助するとともに、必要な保護を行い、その福祉を図ることを目的としています。

(3) 児童福祉法

この法律は、18歳未満の子どもたちに対する福祉について子どもの保護者の責任とともに、次代をなう子どもたちの健全なる育成に対する国、県、市町村の行政責任と役割を定めたものです。

特に、障がい児に対する援護施策についてはそれぞれの関係機関の役割を明確にし、成人障がい者の対策と比べて、「治療、療育、指導」を施策の基本とし、訓練、保護等の広い分野におけるきめ細かな対策に特徴があります。なお、居宅サービスは、障害者総合支援法により行われます。

(4) 障害者総合支援法

障害者自立支援法が、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成17年11月に公布されました。同法附則で施行後3年と5年を目途に見直すこととされ、この間改正がなされています。平成23年8月には障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言(骨格提言)が取りまとめられ、これを段階的に・計画的に実現するため、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月に公布されました。

この法律の施行により、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」への法律名称の変更や、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病患者等の方をサービスの支給対象としたこと。また、地域生活支援事業に、障がいのある方に対する理解を深めるための事業や、意思疎通支援者の養成事業等が追加されました(平成25年4月施行)。また、障害程度区分について、障がいの特性に応じた支援の度合いを総合的に示す障害支援区分へと変更することや、重度訪問介護の対象拡大、グループホームのケアホームへの一元化等が平成26年4月に施行されました。

(5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がいのある方への虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある方への権利利益の擁護に資することを目的として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる障害者虐待防止法が平成24年10月1日に施行されました。

養護者による虐待防止や養護者への支援、福祉施設等での虐待防止、学校等における虐待防止、使用者(雇用する事業主)における虐待防止の措置や、市町村虐待防止センターの機能等について規定します。

2 手 帳

(1) 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が身体障害者福祉法、障害者総合支援法による援護や各種サービスを受けるために交付されるものです。

<申請に必要なもの>

- 身体障害者手帳交付申請書
- 都道府県、政令指定都市及び中核市の指定する医師の診断書・意見書
- 障がいの顔写真（タテ4 cm×ヨコ3 cm）1枚（白黒可、スナップ写真可。ただし無帽であること）
- 本人と代理者（代理申請の場合）の印鑑（認印可、スタンプ印は不可）
- 代理申請の場合、代理者の身分証明となるもの

<手帳の取扱いについての注意事項>

- 手帳を他人に貸与したり譲ってはいけません
- 旅行等の場合も必ず所持してください

次のような場合は、手帳を返還してください

- (ア) 障がいを有しなくなったとき
- (イ) 本人が死亡したとき

<変更手続等>

次のような場合は、手帳と印鑑をもって手続きをしてください

- (ア) 居住地を変更したとき
- (イ) 名前を変更したとき
- (ウ) 手帳を紛失破損、汚損したとき（本人の身分証明となるものをお持ちください）
- (エ) 障がいの程度が変わったとき
- (オ) 手帳交付の対象となった障がい以外に新たに定める程度の障がいが生じたとき

なお、(ウ)、(エ)、(オ)の場合は、障がいの顔写真（タテ4 cm×ヨコ3 cm）1枚も必要です。また、(エ)、(オ)の場合は、都道府県、政令指定都市及び中核市の指定する医師の診断書及び意見書も別途必要となります。本人の代理で申請する場合は、代理者の印鑑及び身分証明となるものをお持ちください。

(申請窓口)

障がい福祉課 給付係

電話 214-2135

柳津地域振興事務所 福祉事務所柳津分室

電話 387-0111

(2) 療育手帳

この手帳は、知的障がい児（者）の方が相談や各種の援護（福祉サービス）を受け易くするため交付されるものです。

<障がい程度の判定>

最重度(A1)	一 基本的生活習慣が未形成のため、常時全ての面で介助が必要 二 多動、自他傷、拒食等の行動が顕著であるため常時の付添い監護が必要 三 身体的健康に嚴重な看護が必要 四 知能指数がおおむね二十以下
---------	--

重度（A2）	一 基本的な生活習慣が未形成のため、常時多くの面で介助が必要 二 多動、自閉症の行動があり常時の監護が必要 三 身体的健康に常時の注意及び看護が必要 四 知能指数がおおむね三十五以下 五 知能指数が五十以下で、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律二百八十三号）に基づく障がいの等級が三級以上に該当
中度（B1）	一 基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要 二 行動面での問題に対する注意又は指導が必要 三 発作又は周期的な精神の変調がある等のため、一時的な看護が必要 四 知能指数がおおむね五十以下
軽度（B2）	最重度、重度及び中度以外の知的障がい者であって、知能指数がおおむね七十以下

※障がい程度の「A1」及び「A2」については、平成2年度から実施されましたが、それ以前の「A」ランクの手帳であっても有効であり、次回の再判定により新しいランクになります。なお、障がい程度の内容については、参考資料2「知的障がいの程度の判定資料」を参照ください。（82、83ページ）

<申請に必要なもの>

- 療育手帳交付申請書
- 障がい者の顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚
- 申請にみえる方の印鑑

<障がい程度の確認>

手帳の交付後、障がいの程度は年齢や状態によって変化することが考えられますので再判定が必要です。手帳に記入してあります次の判定年月までに手帳と印鑑と写真をもって障がい福祉課で手続きをしてください。

<変更手続等>

次のような場合は、手帳と印鑑をもって手続きをしてください。

- (ア) 本人又はその保護者が住所を変更したとき
- (イ) 本人又はその保護者が名前を変更したとき
- (ウ) 保護者に変更があったとき
- (エ) 本人が死亡したとき

なお、手帳を紛失・破損・汚損した場合は、障がい者の顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚と印鑑をもって手続きをしてください。

(申請窓口)

障がい福祉課 給付係 電話 214-2135
柳津地域振興事務所 福祉事務所柳津分室 電話 387-0111

※療育手帳の^{交付}_{確認}申請後、18歳未満の方は子ども相談センター、18歳以上の方は知的障害者更生相談所（毎週火曜日）で判定を受けてください。

※判定を受けるにあたっては、あらかじめ岐阜市障がい福祉課給付係での予約が必要です。